一　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者

二　次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者

㈠　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㈡　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者

㈢　落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

㈣　監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者

㈤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

㈥　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

㈦　会社と係争中である者

㈧　役員等（個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等

㈨　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等

㈩　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等

⑪　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等

⑫　役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

⑬　自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者

⑭　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者

三　前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者。

⑵　競争に参加するために必要な証明書類等（以下「証明書等」という。）の提出期限までに以下の書類を提出し、参加資格の確認を受けた者であること。

①　商業登記簿謄本の写し

②　直近の財務諸表類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表等）

③　納税証明書の写し（書式その３．その３の２・その３の３のうち、いずれか一枚）

④　会社の経歴を記載した書類

⑤　平成21年度以降に完了した業務において、同種業務又は類似業務の実績を証する書面。

⑶　証明書等の提出期限から開札の日までの期間に資格登録の停止又は取引停止を受けている期間中でないこと。

⑷　共同企業体を構成する場合は、⑴～⑶について同資格の者で構成される共同企業体であること。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　企業の実績及び業務実施能力

⑵　予定技術者の資格・経験等

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　予定技術者の資格・経験等

⑵　業務実施体制

⑶　業務への取り組み姿勢

⑷　業務実施方針及び手順　業務理解度、実施手順、導入時期の早期化

⑸　提案価格（参考見積）の妥当性　費用対効果の妥当性、要件の網羅性、価格内訳の明確性、価格算出根拠の合理性、保守の実情に合った料金体系

⑹　システムの透明性・中立性　システム技術の透明性、システム技術の中立性、他システムとの連携

⑺　体制と作業計画　システム構築体制の整合性、役割分担の明確性、フェーズ管理

⑻　各システム及び各要件に対する技術提案　各システム及び各要件に対する技術提案の的確性、実現性

⑼　参考見積　最低価格を提示した企業の参考見積りを基準とし、評価する。

５　手続等

⑴　担当部局　〒460―0003 愛知県名古屋市中区錦２―18―19　中日本高速道路株式会社名古屋支社　総務企画部　契約チーム　電話052―222―1209

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成27年１月９日から平成27年３月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　交付場所　上記⑴に同じ。

③　交付方法　無料交付で直接行うものとする。ただし、交付時に機密保持誓約書を取り交わすものとする。

⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

①　受領期限　平成27年１月19日午後４時

②　受領場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

⑷　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

①　受領期限　平成27年３月16日午後４時

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

⑸　参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書の受領期限、提出場所及び方法　上記⑶に同じ

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約書作成の要否　要。

⑶　関連情報を入手するための照会窓口は、上記５⑴に同じ。

⑷　選定通知の日は平成27年２月２日を予定する。

⑸　技術提案書のヒアリングを行う。

⑹　詳細は説明書による。

７　Summary

⑴　Subject matter of the contract : The development of inspection／repair support system (tentative name) configuration

⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 19 January 2015

⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 16 March 2015

⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yoshihito Miyaike, Chief Operating Officer of Central Nippon Expressway Company Limited

⑸　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Contract team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya City, 460―0003, Japan, TEL 052―222―1209

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 27 年１月９日

気象庁総務部長　鈴木　昭久

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第２号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　気象レーダー・高層気象観測等統合システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成29年度第３四半期以降

⑸　導入に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。